# 第1回 浅川流域協議会 要旨

日時: 平成15年8月9日 13:30~17:10

場所:長野県庁講堂

会員数 115 名 出席会員 62 名

# 次 第

- 1 開 会 浅川改良事務所 和田次長
- 2 挨 拶 長野建設事務所 児玉所長
- 3 流域協議会設立について事務局から説明
- 4 自己紹介 出席会員62名及び構成員の自己紹介

#### 5 議 事

- (1)浅川流域協議会会則(案)について事務局から提案し、「浅川流域協議会会則」について討議を行い、会則を決定した。
  - ・会則(案)の修正点については、別紙1のとおり。
  - ・決定された会則については、別紙2のとおり。

### (2)座長の選出

座長が決まらなかったため、座長選出の選考委員をくじで抽選。その結果、7名の選考委員により座長候補者を絞り、次回に決めることとなった。

(3)「河川改修原案」、「流域対策原案」、「内水対策検討」について事務局より 説明。

### (4)討 議

事業計画を策定する上で、当面のスケジュールとして、10月末を目処に具体案が決まるよう協議会で検討・審議をしてもらい、事業計画案をまとめて頂きたい意向を事務局より示した。

6 閉 会

- 協議会の運営についての質疑や意見
  - 質問 協議会で決まった事の権限について伺いたい。また、アドバイザー等 の費用負担は、県で負担してもらえるか伺いたい。
  - 回答 県が策定する治水・利水計画について住民の皆様から提案を頂き、又事業等に対するフォローアップが本協議会の目的である。 会員による他地域への施設の視察等については、個人負担でお願いしたい。また、アドバイザー等の費用については県で負担する。
  - 質問 諸事情で今回出席できなかった方もいるが、入会・脱会が自由では、 幽霊的な会員が増え、議事進行に支障をきたすのではないか。そのような幽霊会員的な扱いについて聞きたい。
  - 意見 会員募集については、期限を切らなければ会の運営に支障をきたすの ではないか。
  - 回答 このような協議会は県としても初めてのケースであり、今後の運営状 況を見ながら検討していきたい。
  - 意見 行政は、住民の意見を聞くようになった。この協議会がより良い方向 にいくよう努力をお願いしたい。
  - 質問 会員申し込み時に意見や提案を出すことになっていたが、意見や提案 を出さなくても会員になっていることに疑問を感じる。
  - 回答 協議会の会員の皆様の議論の基となるよう、ご意見、ご提言を頂いた。 記載等ない方も、協議会の場でそれぞれ意見を出して頂くため、会則 (案)の目的の趣旨を踏まえ、申し込みの方全員を会員とした。
  - 質問 会員募集を新聞等で募集してはどうか。
  - 回答 検討してまいりたい。
  - 意見 土日は、地域の行事や活動があるため、開催を避けてもらいたい。
- 浅川流域協議会会則(案)についての意見
  - 意見 関係首長が来ていないが、代理出席について明文化すべきでないか。 (審議の結果、別紙1のとおり第4条を修正することとなった。)
  - 意見 会則(案)第2条にもあるように、自由に意見が言える場として10 条を削除すべきである。
  - 意見 議決の際、動員合戦にならないよう10条は削除すべきである。
  - 意見 会則10条には、「必要があった場合に議決する」と記載されており、 会則としては、これで結構だと思う。

(審議の結果、別紙1のとおり、第10条は削除されることとなった。)

資料 3	会 則(案)	修正
1 頁目 1 7 ~ 1 8 行目	方事務所 <u>長</u> 、長野保健所 <u>長</u> 、長	関係行政機関(長野地方事務所、 長野保健所、長野建設事務所、浅 川改良事務所、長野市、豊野町、 小布施町等) <u>の職員</u> で構成する。 ・・・・
		各行政機関の長を削除。 「の職員」を括弧の後ろへ付け た。
2 頁目 1 4 ~ 1 6 行目	(議決) 第10条 協議会の議事は・・・・	第 10 条(議決)の条文削除
18行目	(事務局) 第 <u>11</u> 条	(事務局) 第 <u>10</u> 条 11条 10条に修正
下から 7 行目	(規約の改正) 第 <u>12</u> 条	(規約の改正) 第 <u>11</u> 条 12条 11条に修正
下から 4 行目	(雑則) 第 <u>13</u> 条	(雑則) 第 <u>12</u> 条 13条 12条に修正

### (名称)

第1条 この会は、長野県河川流域協議会設置要綱に基づき設置する「浅川流域協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

## (目的)

第2条 協議会は、浅川流域について、治水・利水対策等の実現に向け、住民と 行政がともに考えていくことを目的とする。

## (活動内容)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。
  - 長野県が策定する治水・利水計画に関する提言
  - 二 長野県が行う治水・利水に関する事業等に対する協力・フォローアップ
  - 三 その他、協議会において必要と認める事項
- 2 前項の治水・利水計画の提言にあたっては、現行の制度や技術的問題についても、協議会で十分協議し、実現性のある提言を行っていくものとする。

#### (構成)

- 第4条 協議会は、長野県河川流域協議会設置要綱により募集された住民からなる会員及び関係行政機関(長野地方事務所、長野保健所、長野建設事務所、浅川改良事務所、長野市、豊野町、小布施町等)の職員で構成する。会員と関係行政機関の職員を浅川流域協議会構成員(以下「構成員」という。)と称する。
- 2 前項に揚げる者のほか、協議会が必要とするアドバイザー(学識経験者等)が参加する。

### (座長・座長代理)

- 第5条 協議会に座長及び座長代理をおく。
- 2 座長は会員の互選により選出する。 座長代理は、座長が指名した者とする。

#### (座長の職務)

第6条 座長は会務を総理する。なお、座長に事故がある時は、座長代理がその 職務を代理する。

#### (会議の開催)

- 第7条 会議は、座長が召集し、座長が議長となる。
- 2 会議は、原則として公開とする。

### (構成員の参加心得)

- 第8条 構成員は、次の各号に掲げる内容を遵守し、会議等に参加するものとする。
  - 一 協議会を構成する全員が平等な立場にあり、自由な発言を行う。
  - 二 それぞれの発言を尊重し、発言に対して頭から否定することはしない。
  - 三 相手の意見、立場を理解しながら積極的且つ建設的な発言を行う。
  - 四 浅川は地域の共有財産であることを忘れず、私利私欲のための発言は行わない。
- 2 前条の趣旨に基づき、会議の円滑な運営に努める。また、構成員相互の連携により、会議の企画・運営を行うものとする。

## (任期)

- 第9条 会員の任期は定めないこととし、協議会への入会及び脱会は随時とする。
- 2 互選された座長の任期は、2年とし再選を妨げない。

## (事務局)

- 第10条 協議会の事務局は、長野県長野建設事務所浅川改良事務所に置く。
- 2 事務局が行う業務の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 会員の募集
  - (2) 協議会の運営補助(開催通知、会場準備等)
  - (3) 協議会で必要な資料のとりまとめ
  - (4) 会議録の作成
  - (5) アドバイザーの手配
  - (6) その他協議会で必要とされた事項

## (規約の改正)

第11条 この規約を改正する必要があると認めるときは、出席会員の2/3以上の同意を得て、これを行うことができる。

# (雑則)

第12条 この会則に定めるものの他、必要な事項については、その都度会議で 定める。

#### 附則

この会則は、平成15年8月9日より施行する。